

(仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務

公募型プロポーザル実施要領

旭川市

環境部清掃施設整備課

目 次

第1 目的	1
第2 業務概要	1
第3 契約担当部局	1
第4 参加資格要件	2
第5 参加表明手続	2
第6 企画提案書の作成・提出	3
第7 質疑応答等	5
第8 失格事項	5
第9 企画提案書の審査方法	6
第10 審査結果の通知	8
第11 契約の締結	8
第12 留意事項	9
第13 スケジュール	10
別添 応募から契約までの流れ「フロー図」	11
(様式1) 参加表明書	12
(様式2) 企画提案書	13
(様式3) 質疑応答書	14

(仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務
公募型プロポーザル実施要領

(仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

現在、本市では、令和7年秋の供用開始に向け、新たな空き缶・空きびん等の選別処理施設「(仮称) 旭川市リサイクルセンター(以下「本施設」という。)」を建設中である。

本施設完成後に訪れる見学者の多くは、市内及び近隣町から社会科見学で訪れる小学4年生であり、学校での机上教育とともに、施設見学によりごみ処理の仕組みやリサイクルの流れ、その他環境に係る諸課題について実際に見て感じることで、自分自身に関わる身近な問題として捉えてもらえるよう環境啓発機能を備え、環境学習の一助となることも本施設の重要な役割である。本施設のサイン等作成設置業務の委託に当たり、見学者の理解が深まり、印象に残るようなサイン等の意匠、製作及び設置を行うことを目的に公募型プロポーザルを実施する。

第2 業務概要

- 1 業務名 (仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務
- 2 業務内容 別紙業務仕様書のとおり
- 3 履行期間 契約締結日から令和7年9月26日(金)まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予算は5,930,000円(令和6年度分1,628,000円、令和7年度分4,302,000円。消費税及び地方消費税の額を含む。)であり、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎5階
旭川市環境部清掃施設整備課
電話 : 0166-25-9751
FAX : 0166-26-7654
e-mail : seioseibi@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

- 1 令和5・6・7年度旭川市物品購入等の競争入札参加資格者名簿において、営業種目（3210）「印刷物制作，写真撮影等」取扱品目（3211）「印刷物制作（企画，編集，制作，デザイン等），複写業務」及び営業種目（3410）「デザイン」取扱品目（3411）「プロダクト，ビジュアル，スペース等デザイン」に登録されている者
- 2 次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 旭川市内に本店がある者
 - (2) (1)以外の者で、旭川市内に支社，支店，営業所等（以下「支店等」という。）があり，その支店長等に契約手続等について年間委任している者又は市内の支店等で旭川市民を雇用しており準市内の認定を受けた者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- 4 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても，旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定，民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者ではないこと。

第5 参加表明手続

参加希望者は，次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお，2の提出期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は，参加することができない。

- 1 提出書類
 - (1) 参加表明書（様式1） 1通
 - (2) 会社概要等，業務内容のわかるもの（任意様式） 1通
- 2 提出期限 令和6年6月24日（月） 午後5時（期限厳守）
提出期限内の旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- 3 提出場所 第3に同じ。

4 提出方法 持参，郵送若しくは電子メールによること（電子メールによる場合には，電話で到着を確認すること。）

5 参加資格の確認等

(1) 第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い，令和6年6月27日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。合わせて参加資格要件を有する者に，企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては，参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者は，参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認められた者は，その理由について，次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和6年7月1日（月）までの休日を除く，午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。（郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。）

(3) 市長は，(2)の説明を求められたときは，令和6年7月3日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 留意点

(1) 提出された書類等については返却しない。

(2) 参加表明書の提出後，参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

第6 企画提案書の作成・提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は，次に定めるところにより企画提案書を作成し，提出するものとする。

1 提出書類

(1) 企画提案書（様式2） 9部

ア 以下の企画提案事項について，A4判，片面印刷4枚以内で説明すること。提案事項の詳細は「3 企画提案事項」を参照のこと。

(ア) 実施体制及び実績等について

(イ) 実施計画について

(ウ) 企画提案について

・共通テーマについて

・サイン（番号，ピクトグラム）や説明パネルについて

- ・シンボルレリーフについて
- ・その他提案について

イ ホチキス等で綴じずにダブルクリップ等で留めること。

ウ 提案者が特定できる会社名やロゴマークは記載しないこと。

エ 企画提案は、一企画提案者につき一つ限りとする。

オ 企画提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。

(2) 事業経費見積額積算内訳書 3部

2 提出方法等

(1) 提出期限 令和6年7月16日(火) 午後5時(期限厳守)

提出期限内の休日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送(提出期限までに必着)によること。

3 企画提案事項

企画提案は、別紙「業務仕様書」を十分確認の上、次の事項について提案すること。

(1) 実施体制及び実績等について

必要な職種の人員を確保し、これまでの実績や経験が、本業務にどう生かせるかについて説明すること。

(2) 実施計画について

全体のスケジュール及びその進行管理方法について説明すること。

(3) 企画提案について

ア 共通テーマについて

次のイからエまでの製作物が共通のテーマのもとで製作されており、小学4年生をターゲット層にしつつも、世代に関わらず誰もが環境保全、資源循環等に対する興味や関心を持ち、直感的に理解することができるようなものになっていることを説明すること。

イ サイン(番号、ピクトグラム)や説明パネルについて

次の審査課題を必ず提案することとし、デザイン、製作素材、設置方法、安全対策等について説明すること。

※審査課題

業務仕様書p2「缶・びん等資源物選別処理工程の略図」中、番号「10」の「びん手選別」工程について、番号、ピクトグラム、説明パネルのデザイン案を提示すること。

ウ シンボルレリーフについて

誰もが分かりやすいデザインであるほか、施設で選別された缶(アルミ缶やス

チール缶のプレス成果品を加工したもの）やガラスカレット（びんを細かく破碎したもの）が1種類以上、レリーフの一部に組み込まれており、創意工夫が取り入れられたものであること。見学者の安全性にも配慮していることや、落下、倒壊のおそれがない等設置方法について説明すること。

エ その他提案について

その他環境保全、資源循環等について、より理解が深まったり印象に残ると考えられる提案がある場合は説明すること。

4 企画提案書等の著作権の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (2) 旭川市は、公募型プロポーザル方式の方法及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部を複製等することができる。
- (3) 旭川市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定に基づき、第三者に開示することができる。

第7 質疑応答等

- 1 提出書類 質疑応答書（様式3）
- 2 提出期間 令和6年7月12日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで
- 3 提出場所 第3に同じ。
- 4 提出方法 持参，電子メール又はファクシミリで提出すること。電子メール又はファクシミリの場合，必ず電話で送信した旨を伝え，担当者に着信したことを確認すること。

5 留意点

- (1) 電話等口頭による質問は受け付けない。
- (2) 質疑応答書に複数項目を記載すること及び質疑応答書を複数枚又は複数回提出することは可とする。
- (3) 質問に対する回答は，企画提案書の提出意思を確認した者全員に文書又は電子メールにより回答し，併せて旭川市環境部清掃施設整備課ホームページ上に公表する。また，回答書に記載した内容は，応募要領の追加又は修正として取り扱うこととする。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は，失格とする。

- 1 参加資格を満たしていない場合，又は参加表明書の添付書類等で参加資格要件を

満たしていることについて客観的な確認ができない場合

- 2 提出書類に虚偽があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期限，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- 5 その他法令違反等があり，不相当と認められた場合

第9 企画提案書の審査方法

1 審査会の設置

企画提案の審査，評価及び特定を行うため，（仮称）旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリングの実施

審査会において，提案内容をより理解するため，企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし，1者の持ち時間は説明10分，質疑5分の計15分とする。

イ ヒアリング順は，企画提案書受理の先着順とする。

ウ 企画提案書にない新たな提案のプレゼンテーションは禁止するが，提出された企画提案書の内容を補足説明するための資料（動画，パネル，画像等）の使用は認める（企画提案書の主旨から逸脱しないよう留意のこと）。パソコンを使用してプレゼンテーションを行う場合，会場にパソコンを持参すること（プロジェクター，アナログ端子ケーブル及びスクリーンについては市が用意する。）。

エ プレゼンテーション等の説明者は，補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席した場合は，企画提案書の審査，評価及び特定の対象から除外する。

カ 提案者が特定できる会社名やロゴマークは記載しないこと。

(2) 実施日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリングの実施日は，第5で示した，企画提案書提出要請時に合わせて通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により，次の審査項目及び評価基準に基づき審査及び評価を行う。

(1) 実施体制及び実績等について【配点20点】

ア 事業内容及び目的に関する理解や知識があり，また，必要な職種の人員を確保し，確実に実現可能な体制となっているか。

イ これまでの実績や経験を本業務に生かすことは可能か。

(2) 実施計画について【配点10点】

ア スケジュールが実現可能かつ実効性の高い内容であるか。

イ 事業経費の積算は適切であるか。 ※事務局評価

(3) 企画提案について

ア 共通テーマについて【配点5点】

(ア) 次のイからエまでの製作物が共通のテーマのもとで製作されており、小学4年生をターゲット層にしつつも、世代に関わらず誰もが環境保全、資源循環等に対する興味や関心を持ち、直感的に理解することができるようなものになっているか。

イ サイン（番号、ピクトグラム）や説明パネルについて【配点30点】

(ア) ユニバーサルデザインを意識した色、デザイン等で見やすく、誰もが興味や関心を引かれるものとなっているか。

(イ) 番号やピクトグラムが説明パネルに記載されている等、互いに関連性がとられているか。

(ウ) 説明パネルの内容やレイアウトが分かりやすいものとなっているか。

(エ) 素材が設置箇所（耐久性や耐候性が必要な箇所）に対して適切なものを使用しているか。

(オ) サインの落下防止、説明パネルに触った際のケガ防止などの対策はとられているか。

ウ シンボルレリーフについて【配点30点】

(ア) 誰もが理解しやすいものとなっているか。

(イ) 缶（アルミ缶やスチール缶のプレス成果品を加工したもの）やガラスカレット（びんを細かく破碎したもの）が1種類以上レリーフの一部に組み込まれており、創意工夫が取り入れられたものとなっているか。

(ウ) 製作、設置が実現可能なレリーフとなっているか。

(エ) 落下、倒壊のおそれがない等、設置方法は適正か。

(オ) 見学者が触れたときにケガをしないよう対策がとられているか。

エ その他提案について【配点5点】

(ア) その他環境保全、資源循環等について、より理解が深まり印象に残ると考えられる提案があるか。

4 受託候補者の特定

(1) 審査点の採点

各委員は、企画提案者ごとに、3の評価基準等に基づき採点し、各評価基準の合計点と事務局評価の点数を合計したものを当該企画提案者の「審査点」とする。

各委員の審査点を合計し、合計点が最も高かった者を選定者として決定する。

なお、審査点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

- (2) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点」の平均が5割に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

第10 審査結果の通知

- 1 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 審査点数
- (3) 受託候補者にあつては、今後の事務手続の旨
- (4) 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

- 2 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し、説明を求めることができる。

- (1) 提出期間1の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時までで、結果通知に別途記載する。
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）によること。

- 3 市長は、上記2の説明を求められた日から、7日以内に回答することとする。

- 4 受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 受託候補者
- (2) 審査点数
- (3) 特定理由
- (4) 審査員

第11 契約の締結

- 1 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあつても、本市は一切の損害を負担しない。

- 2 契約保証金

要する。なお、契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規

定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

業務委託料は、各年度の検査合格後に支払うものとする。

第12 留意事項

1 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に係る費用等、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

3 提案書の取扱い

提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

4 辞退の場合の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）で旭川市へ報告すること。

5 著作権等の権利

本委託事業の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は旭川市に帰属する。

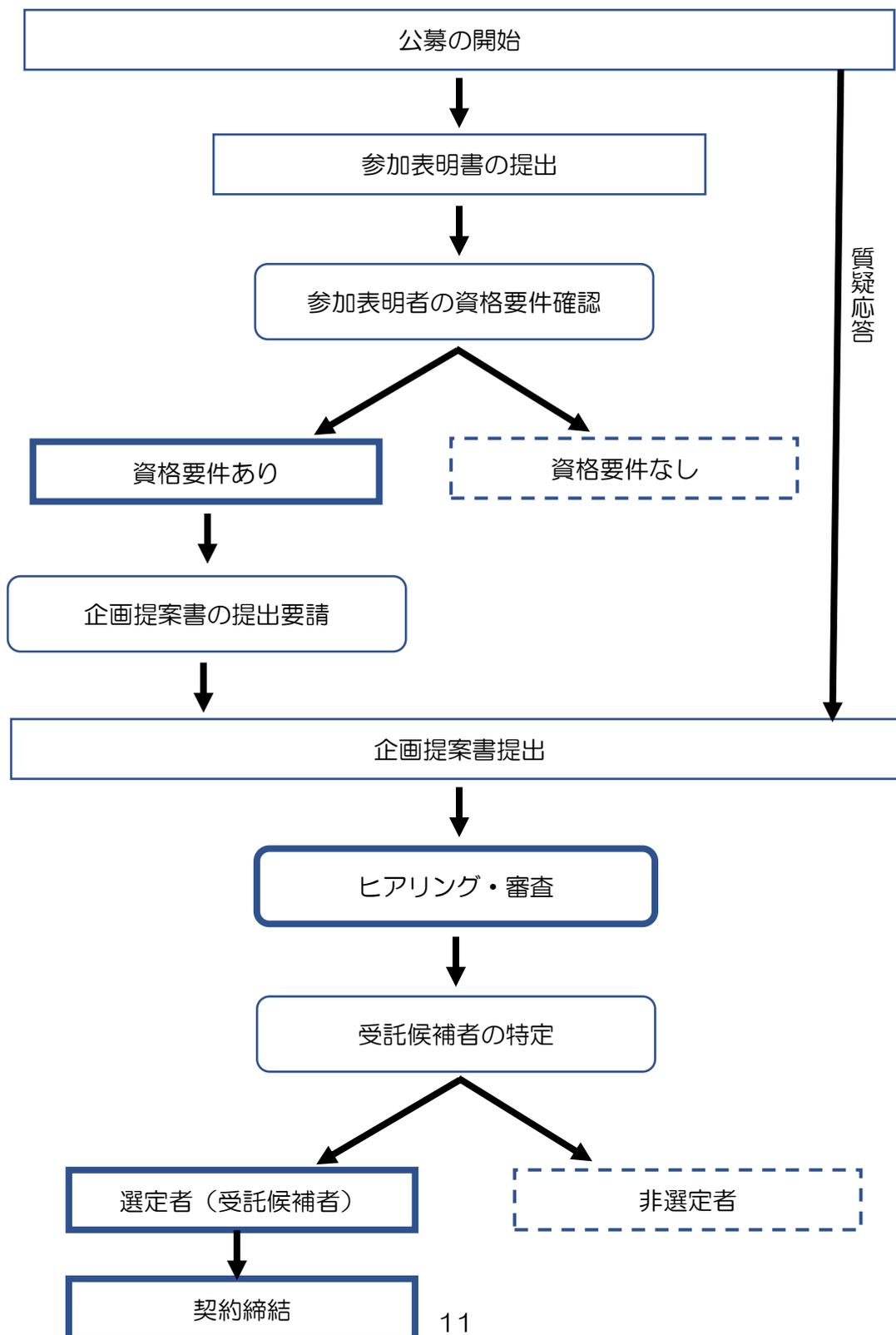
第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和6年6月3日（月）から令和6年6月24日（月）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和6年6月27日（木）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和6年7月16日（火）まで
ヒアリング	令和6年7月下旬予定 （企画提案書提出要請と併せて通知）
企画提案書審査結果の通知	令和6年7月31日（水）予定
契約締結	令和6年8月上旬予定

応募から契約までの流れ（フロー図）

この公募型プロポーザルの応募から契約までの大まかな流れは以下のとおり。



(様式1)

参加表明書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

業務名 (仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務

令和 年 月 日に公募のあった上記業務に係る公募型プロポーザルについて参加したいので申込みます。

なお、全ての参加資格要件を満たしていることを誓約します。

旭川市受付印

(連絡先)

担当者所属・氏名：

電話番号：

FAX番号：

Eメール：

(様式2)

企 画 提 案 書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

所在地又は住所

商号又は名称

代表者又は受任者職氏名

業務名 (仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務

標記業務について、次の書類を添えて提出します。

なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- | | | |
|---|--------------------------------|----|
| 1 | 企画提案事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 9部 |
| 2 | 事業経費見積額積算内訳書・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3部 |

(連絡先)

担当者所属・氏名：

電話番号：

FAX番号：

Eメール：

(様式3)

質 疑 応 答 書

(宛先) 旭川市長

(電話番号 0166-25-9751)

(電子メール seisoseibi@city.asahikawa.lg.jp)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

質問年月日 年 月 日

業務名	(仮称) 旭川市リサイクルセンターサイン等作成設置業務	
	質 疑 事 項	回 答 事 項

※電子メール又はファクシミリの場合、必ず電話で送信した旨を伝え、担当者に着信したことを確認してください。

件名は「(仮称) RC サイン等作成設置業務に関する質問」としてください。